

合葬式墓地（通常合葬）の申請及び使用に関する注意事項について

2024.3.18～

(✓を記入すること)

- 既に市営霊園一般墓地を使用している方は申請できません。また、既に合葬式墓地（通常合葬）を使用している方は、配偶者・1親等の血族・申請者本人の焼骨を埋蔵しようとする場合のみ、複数回申請することが可能です。
※上記以外の場合では、合葬式墓地（通常合葬）の使用許可を受けることができるのは**1回のみ**です。
また、合葬式墓地（通常合葬）の使用許可を受けた場合、今後一般墓地の再貸付の募集があった場合に、その募集への申込ができなくなります。
- 埋蔵する焼骨は、改葬または分骨でないものに限りです。
- 納骨壇の使用場所については、市が決定します。
- 申請書の受付後は、納骨予定者の変更はできません。
- 申込区分（エ）の生前予約をする方は、年齢が65歳以上であり、住民票上で単身世帯者であることが必要です。また、申請者本人の使用に限りです。
- 生前予約をする方は、ご自身が死亡した場合に合葬式墓地（通常合葬）に焼骨が納骨されるよう、あらかじめ親族等に伝えておいてください。
- 納骨壇には、焼骨以外のものは納骨できません。
- 埋蔵する骨壺は陶磁器など長期の埋蔵に適した材質のもので、大きさが幅奥行22cm以内、高さ27cm以内のものに限りです。骨箱等の外装は埋蔵できません。
- 管理上必要がある場合に、埋蔵されている焼骨を他の納骨壇に移すことがあります。
- 納骨壇における焼骨の埋蔵期間は**使用許可日から20年間**です。有料で最大10年間の延長が可能ですが、**使用者本人**が別途に申請する必要があります。
- 改葬・返還については納骨壇での埋蔵期間内であれば可能ですが、**使用者本人または使用者の祭しの承継者**が別途に申請する必要があります。
- 納骨壇での埋蔵期間終了後は、焼骨を骨壺から袋に移し替え、合同墓に埋蔵します。合同墓に埋蔵した後に、改葬・返還を行うことはできません。
- 合葬式墓地（通常合葬）の内部には、焼骨を納骨する際や、改葬・返還をする際を除き立ち入ることができません。また、内部では焼香や写真撮影はできません。納骨
(裏面に続きます。)

後の参拝は建物正面の礼拝所で行っていただくことになります。

- 納骨の際、合葬式墓地（通常合葬）の内部に入ることができる方は遺族の代表者及び宗教関係者等で、少人数に限ります。また、長時間の読経等はできません。
- 納骨は予約が必要です。霊園管理事務所（Tel043-422-8411）へあらかじめお電話にて納骨予約を行ってください。
- 納骨当日は、「合葬式墓地使用許可証（通常合葬）」、「焼骨埋蔵願い」、「埋火葬許可証（原本）」を霊園管理事務所に提出してください。
- 住所・本籍等の変更があった場合や使用許可証を紛失した場合は、環境政策課へ再交付等の申請をしてください。（手数料：500円）
- 合葬式墓地（通常合葬）の使用に関する規定については、「四街道市営霊園条例」及び「四街道市営霊園条例施行規則」をご覧ください。市ホームページ、図書館、市役所情報公開コーナーで閲覧することができます。なお、条例等は改正することがあります。
- 偽りその他不正手段により使用許可を受けた場合や、上記の条例及び規則に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。

上記について説明を受け、内容を理解しました。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

職員記入欄（申請者の記入は不要です。）

説明者： _____

特に注意する事項の説明

使用許可を受けることができる回数について

納骨棟に入ることができる場合について